

資料1-1

第3回検証委員会における主な意見

1. 施設の整備に関する事項（ハード面）

- ・ 周辺にテンが現れるような場所で鳥を飼育しており、テンに対する対策を行っている動物園（例：富山市ファミリーパーク）からも話を聞くとよい（石井委員）。
- ・ ケージから5m離れた外周をアクリル又は強化プラボードで囲いをし（少なくとも高さ2.5m）、さらに上部に角度70度ぐらいのテンよけを付け、外壁の基礎部分には2～3mm厚さの鉄板を敷く必要があると思う（笠井委員）。
- ・ 赤外線監視カメラ、感知装置、音声で管理事務所に知らせるような装置等が必要になると思う（笠井委員）。
- ・ 外敵の侵入対策としては、コスト面からも電気柵が有効（小宮委員）。
- ・ テンの侵入以外にイタチの侵入や・雪害対策といったことも考えられる中、何をターゲットとするかを整理し、その中で予算との兼ね合いも考慮し、有利な方法を選択すべき（吉川委員）。
- ・ 当事者が望むような施設になっていたのかどうかを検証してもらいたい（山岸委員）。
- ・ 専門家の意見や様々な情報を得た上で、設計、施工等の複数段階において発注者が要望したとおりの施設になっているかどうかを検証するためのセーフティネットが必要であるということを追加すべき（新海委員）。
- ・ これまで確認された痕跡や映像から、テンは網目から入ったのではなく隙間から入っているものと思われる（小宮委員）。

2. 施設の管理及び飼育に関する事項（ソフト面）

- ・ 少なくとも施設の周辺に現れる天敵は捕獲すべき（石井委員）。
- ・ 順化ケージの付近にプレハブを設置し、人間が作業をしつつ観察を行い、トキが人間の姿を認識するような飼い方にするのがよいのではないかと（小宮委員）。
- ・ 巨額の資金を投じてありとあらゆる対策を施すというのではなく、施設を定期的に検査し、検証を行い、問題となる現象が発生したら瞬時に対処するという考え方が重要（新海委員）。

3 その他

- ・ 全体的に語句を統一すること（斉木委員長、新海委員）。
- ・ 「問題点」と「必要な対応」が対応するように記載すること（斉木委員長）。
- ・ テンというのが飼育しているトキにとって脅威であるという認識が全体的に不足していたということを報告書の最初を書くべき。これを踏まえて個別の箇所においても表現を検討してほしい（石井委員）。
- ・ 捕獲されたテンが、トキを襲ったテンと同一のものかどうか調査するべき（山岸委員）。
- ・ DNAだけに頼らず、テンのフンをしっかり崩して、その中にトキの羽毛が入っていないかとか、残存物を人間の目でしっかりと観察するべき（山岸委員）。
- ・ 野生復帰の取組について環境省と新潟県で議論が不十分であったため、それぞれ認識が異なっていたのではないかと（山岸委員）。
- ・ 本検証委員会の役割は、今回の事故の原因究明と改善策を環境省と新潟県に提言することであるため、「個人の責任を追及するものではない」旨を「おわりに」にも追加する必要がある（吉川委員）。
- ・ 今後のためにも委員の意見だけではなく、現場関係者の意見も十分に聞いておく必要がある（吉川委員）。

4 委員長総括

- ・ 委員会としては、個人の責任の追及に重点を置くものではなく、環境省及び新潟県が真摯に反省し、どのような点をどのように改善すべきであるかという点について提言することが重要である。
- ・ トキ保護増殖事業の事業全体をしっかりとマネジメントできる、指揮命令・責任体制というものを作ることが重要である。
- ・ トキ保護増殖事業が国家的な事業であることを踏まえ、環境省が中心となり、新潟県、佐渡市と連携し、当該事業の実施体制を構築することを求めたい。
- ・ 委員会としては、改善策についてはある一定の考え方を示し、具体的な対策内容については、専門家の意見を踏まえて検討することが必要と考える。
- ・ 本委員会が行う提言を受けての改善状況を確認するために、一定期間の後に再度委員会を開催することを提言する。

資料 1 - 2

山岸委員からの質問に対する回答

第 3 回委員会で山岸委員より出された質問に対する回答は以下のとおり。

(質問 1)

給餌施設のパイプによるドジョウの給餌装置は、どちらが（飼育側、設計側）要望したものか

(回答 1)

平成 15 年度の基本設計において設計業者から、給餌棟について人に驚かないよう、ケージ内に人が入らずに餌を直接供給できるようにするなどの理由から、現在のシステムが提案され、環境省野生生物課及び新潟県環境企画課が了解したものです。

(質問 2)

観察棟は、どちらが要望したものか

(回答 2)

当初、観察棟は、研究者用（順化ケージ内の順化訓練状況と放鳥されたトキが施設に飛来した時の観察）と一般用（放鳥されたトキの観察）の 2 棟が考えられていましたが、予算等の状況から、両方の目的を兼ねたもの 1 棟を設置することとなりました。

観察棟の位置については、環境省野生生物課と新潟県環境企画課で協議し、決定したものです。